

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だよ!

第4号 平成29年3月15日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

第4号 自治基本条例はこれからどうなるの?

先月号までは、厚木市自治基本条例の基本理念や基本原則、そして条例に基づく具体的な取組について、見てきました。今月号では、「これから自治基本条例の考え方をどのように広め、展開していくのか。」について、あゆコロちゃんといっしょに見ていきましょう。



「自治基本条例のこれから」について教えて欲しいな?

「自治基本条例のこれから」を考えるためのポイントは次の3つです。

- ポイント1 自治基本条例は正しく運用されているか
- ポイント2 自治基本条例は正しい内容となっているか
- ポイント3 市民協働型の地域自治の推進

この3つのポイントについて、詳しく見ていきましょう。

あゆコロちゃんからの質問 その7

どういふことな
んだらう?



自治基本条例は正しく運用されているか

市民参加による運用状況の点検

自治基本条例の考え方を実現していくためには、条例に規定されていることがしっかりと行われているか、定期的にチェックをしていく必要があります。

そこで、大学教授、自治会・ボランティア団体・商工会議所の役員、公募による市民で構成される自治基本条例推進委員会では、毎年自治基本条例の運用状況の点検を行っています。

市では、この点検結果をしっかりと受け止め、今後の行政運営に着実に反映させるとともに、自治基本条例の適正な運用に取り組んでいます。

これまでの点検による効果

【市民自治の原則の推進】

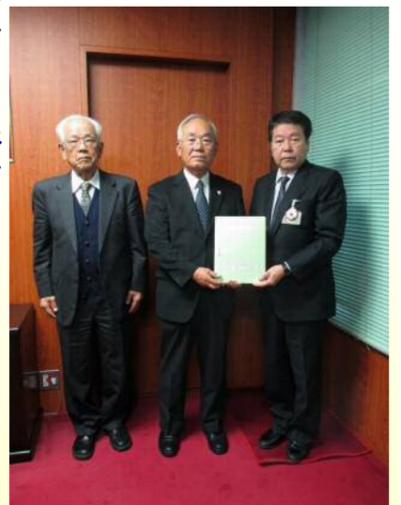
「地区市民自治推進組織に関する推進方針」に基づく、地域の特性や状況に応じたコミュニティ活動の更なる活性化の推進

【参加及び協働の原則の推進】

審議会等における公募による委員の増加や市民の皆さんからの「政策提案」制度の充実

【情報共有の原則、説明責任の原則の推進】

市ホームページやソーシャルメディア等を活用した、より分かりやすい情報発信



委員長から市長へ報告書を提出

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例には、責務について規定しています。「①市長の責務」、「②市職員の責務」、「③議会及び議員の責務」、「④子どもの責務」、「⑤事業者の責務」あと一つは誰の責務について規定しているのでしょうか?

- A. 住民 B. 大人 C. 市民 D. 厚木市

正解は裏面に!

自治基本条例が正しい内容となっているか

自治基本条例の見直し

自治基本条例の趣旨にのっとり、まちづくりを進めていくことが求められている以上、条例の内容が時代遅れになっては困ります。

そうしたことから、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておくために、自治基本条例第39条では、「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことが定められています。

そうしたことから、条例制定から4年を経過する年の平成26年には初めての見直しを行いました。

見直し結果

「自治基本条例の見直し」では、市民の皆さんとの意見交換会を開催し、多数の方が参加した意見交換会
たほか、自治基本条例推進委員会への諮問を行う等、市民参加のもとで見直しを行いました。

市民の皆様からいただいた多くの意見を踏まえ検討した結果、「条例改正は行わない」としましたが、逐条解説の内容を改める等、今後の運用の更なる充実を図っていくことをお約束しました。

なお、次の見直しは、平成30年度に予定されています。



多数の方が参加した意見交換会

市民協働型の地域自治の推進

地区市民自治推進組織

自治基本条例の基本原則の一つである「市民自治の原則」とは、厚木市の自治の主体は市民であるということです。そして、地域が抱える身近な課題は、市民の自助、共助により解決を図ることが自治の基本となります。

自治基本条例では、防災や交通安全、地域の伝統文化の継承等、それぞれの地区が抱える課題について協議し、総合的に取り組むため、自治会を始めとした地区内で活動する様々なコミュニティ団体が参加する組織である「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

平成28年度には厚木南地区、睦合南地区、玉川地区、森の里地区の4地区を「地区市民自治推進組織」のモデル地区として選定しました。今後はその活動状況の検証を行いながら市民協働型の地域自治を推進してまいります。

地区市民自治推進組織はなぜ必要なの？



現在、地域を取り巻く環境は、人々の価値観の多様化等による地域の連帯意識の希薄化、超高齢化及び少子化による地域の担い手不足等が課題となっています。

一方で、市民ニーズは多様化し、行政主導による均一的な住民サービスでは、今後対応が困難になる恐れがあります。

そうしたことから、自治基本条例では、行政主導による画一的な地域活動の展開ではなく、地域に必要な活動を、地域に住み、地域を熟知した市民が、自ら考え解決に向け、行政との役割分担の下、自ら決定、行動していく仕組みとして、「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

12月から4か月に渡って発行してきました「自治基本条例だより」は、ひとまずここで休憩します。今後も自治基本条例が、市民の皆さんに浸透し、真の意味で、市民共通のまちづくりのルールとなれるように様々な手段で周知・啓発を行ってまいります。最後までお読みいただきありがとうございました。



A 自治基本条例クイズ答え 正解は、「C. 市民の責務」です。

厚木市自治基本条例第7条では、第1項で「市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。」、第2項で「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。」、第3項で「市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。」と、市民の責務を規定しています。